

○警察相談員運用要綱の制定について

(平成25年3月25日島生企甲第159号、島広報甲第246号、島警甲第2155号各所属長宛て本部長例規通達)

最終改正 令和2年3月31日

これまで警察安全相談員の運用については、警察安全相談員運用要綱の制定について(平成17年3月25日島生企甲第293号、島警甲第2038号本部長例規通達。以下「旧要綱」という。)により実施してきたところであるが、この度、警察相談の取扱いに関する訓令(平成25年島根県警察訓令第5号)の制定に伴い、警察安全相談員の名称を「警察相談員」に改称したほか、勤務要領等についても変更したことから、新たに別添のとおり「警察相談員運用要綱」を制定し、平成25年3月28日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧要綱は、平成25年3月27日限り、その効力を失う。

別添

警察相談員運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、警察相談の取扱いに関する訓令（平成25年島根県警察訓令第5号。以下「訓令」という。）第9条第2項の規定に基づき、警察相談員（以下「相談員」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

第2 任用、勤務等

- 1 相談員の任用にあつては職員の任用に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第12号）に、勤務等にあつては会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第6号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
- 2 相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者で相談員として適性を有するものの中から任用するものとする。
- 3 相談員の身分は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

第3 任期

相談員の任期は、1年以内とする。ただし、再度の任用を妨げない。

第4 職務

相談員は、次に掲げる事務に従事するものとする。

- (1) 警察相談等の受理に関すること。
- (2) 相談者及び関係者（以下「相談者等」という。）への教示、指導等に関すること。
- (3) その他警務部広報県民課長又は警察署長（以下「所属長」という。）が必要と認めた事項に関すること。

第5 勤務要領

- 1 相談員は、警察相談等の取扱いに当たっては、訓令第3条に規定する遵守事項を遵守しなければならない。
- 2 相談員は、警察相談等の申出を受けたときは、相談者等の人定事項及び申出概要を相談管理部門に報告した上で遅滞なく受理し、必要に応じて相談者等への教示、指導等を行うものとする。
- 3 相談員は、受理した警察相談の内容が刑罰法令に抵触すると認められるとき、又は当該内容から関係者の救護、支援等が必要と認められるときは、直ちに警察相談責任者へ報告するものとする。
- 4 相談員は、相談者の支援、他の行政機関等との連携確保等のため必要があるときは、通常の勤務場所以外の場所において活動することができるものとする。この場合、事前に警察相談責任者へ報告し、必要な指示を受けなければならない。
- 5 相談員は、各種の照会をする必要が生じたときは、その旨を直ちに警察相談責任者へ報告するものとする。

6 相談員は、警察相談等の受理に当たっては、他の職員と連携し、迅速適切に対応するものとする。

第6 身分証明書

- 1 相談員には、警察相談員身分証明書（様式第1号。以下「身分証明書」という。）及び名札を貸与するものとする。
- 2 相談員は、勤務中、身分証明書を携帯し、上着左胸に名札を着用しなければならない。
- 3 相談員は、職務に関し身分証明書の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

第7 指揮監督等

- 1 所属長は、自ら又は警察相談責任者若しくは警察署業務主管課（係）の課（係）長を通じ、相談員を指揮監督・教養指導するものとする。
- 2 警務部広報県民課長は、相談員に対し、任用時、警察相談の受理要領、各種事務処理要領等について指導教養するものとする。

第8 報告

- 1 相談員は、勤務日の勤務状況を警察相談員勤務日誌（様式第2号）に記載し、所属長へ報告するものとする。
 - 2 相談員は、毎月の活動状況を警察相談員活動状況報告（様式第3号）により、翌月7日までに所属長へ報告するものとする。
- 1 所属長は、相談員の活動に関する反響、紛議、災害事故の発生、効果的事例等があった場合は、警察本部長へ報告するものとする。

様式〔略〕